

転入者



の



住宅取得

を

支援 します

令和4年4月1日以降に申請される方へ

若者定住促進助成事業【転入者型】

～制度のあらまし～

栗原市では、若者世代の定住を促進するため、40歳以下の転入者が住宅を取得した場合、借入金の年末残高の5%(最大20万円)を3年間助成します。

詳しくは、お問い合わせください。

対象者

次の要件を全て満たす方

- ①平成25年4月1日以降に栗原市に転入した方
- ②転入から1年を経過するまでの間に、住宅を取得等(新築・購入・増改築)するための契約を結んだ方で、その契約日時点で40歳以下の方
- ③令和7年3月31日までに、所有権保存登記または所有権移転登記を完了し、当該住宅に住所を有し、かつ居住している方
- ④住宅取得に係る借入金の償還期間が10年以上の方

※転入者とは、転入前過去3年以内に栗原市に住民登録がない方です

※上記以外にも、税金の未納が無いなど、詳細な要件があります

助成内容

助成額：借入金の年末残高×5%

※助成額は、千円未満切り捨て。上限は年20万円です

助成期間：交付決定の年から3年間

申請方法

申請先：企画部企画課 定住戦略室 (☎0228-22-1125)
または 各総合支所 市民サービス課

※申請書類は、申請先に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます

申請期限：令和7年3月31日まで



栗原市 移住



検索



ねじりぽんた